

第4章 計画の内容

基本の柱
1

DVを許さない社会づくり

重点目標（1）関係機関・団体の連携等による取組の推進

【現状と課題】

- DV対策は、DVの防止に向けた広報・啓発から、被害者の保護、自立に向けた支援や見守りまで、広範多岐にわたるため、配偶者暴力相談支援センターを中心とした県だけでなく、最も身近な行政主体である市町村や警察、各種民間支援団体などが連携して様々な取組を行っています。今後は、セーフティネットの網の目をさらにきめ細かくし、切れ目のない支援を行うために、関係機関等との連携をより強化するとともに、県民を含めた社会全体でDVを許さない社会づくりに向けた意識の醸成を図る必要があります。
- 行政や関係機関・団体等で構成するDV対策連携支援ネットワークは、参加団体の拡充を徐々に図りつつ、被害者の保護や自立に向けた支援を行っています。複合的な支援が求められる被害者が増加する中、一層のネットワークの拡充と、被害者が暮らす地域単位でのネットワークづくりが必要です。

【今後の取組】

DVを許さない社会づくりに向けて、国や県、市町村といった公的機関と、民間支援団体や地域の社会福祉施設などとの連携体制を強化します。

| 取組項目) ①関係機関・団体との連携強化 | 担当課等 |
|--|---|
| <p>●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催</p> <p>地域単位でのセーフティネットを充実させるため、地域で被害者に直接接する機会の多い、市町村や福祉保健所、警察署、社会福祉協議会などの関係機関で構成する関係機関連絡会議を福祉保健所圏域ごとに開催することで、DVに対する理解を深めるとともに、情報共有を図り、被害者の支援に関する共通認識を持ち、地域におけるすき間のないネットワークの構築を目指します。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所 警察本部 |

第4章 計画の内容

| | |
|---|---|
| <p>●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大</p> <p>国や市町村、警察の他、医療関係団体、高齢者等支援団体、民間シェルターなど、DV被害者に関わる可能性のある様々な機関・団体で構成される「DV対策連携支援ネットワーク」による被害者への総合的な支援の検討を行うとともに、より効果的な支援を行うために、研修等を通じた参加団体の専門性の向上や、参加団体の拡充による支援の輪の拡大を図ります。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター こうち男女共同参画センター「ソーレ」 警察本部 |
| <p>●市町村との連携強化</p> <p>被害者の発見から地域における自立まで、最も身近な行政窓口となる市町村の果たす役割が大きいことから、連携強化に向けた各種取組を実施します。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター |
| <p>●民間支援団体との連携</p> <p>民間支援団体による広報・啓発活動や、一時保護所の退所者に対する支援金の支給や支援物資の提供等の、自立に向けた支援等が行われています。今後も継続的に支援を行っていただけるよう、働きかけを行うとともに、連携を強化していきます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター |
| <p>●各機関・団体の研修会等でのDV防止に向けた啓発の実施</p> <p>民生委員・児童委員協議会等の各種機関や団体等が開催・出席する会合、イベント等の場を活用して、構成メンバーや参加者等に対してDVの広報・啓発や、DV被害者の早期発見・早期対応への協力依頼を行います。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所 高齢者福祉課 障害保健福祉課 国際交流課 |

※知事部局及び公営企業局については、担当課等に所属名まで記載しています。

※広く連携や情報共有等に取り組む項目では、担当課等は代表として県民生活・男女共同参画課を記載しています。

※本県では、配偶者暴力相談支援センターの役割を女性相談支援センターが担っています。

※こうち男女共同参画センター「ソーレ」の以下の表記は、ソーレのみとします。

重点目標（2）DV防止のための教育・普及啓発

【現状と課題】

- DV問題の根本的な解決のためには、被害者や加害者を生み出さないための予防教育やDVに対する正しい理解を深めるための広報・啓発が不可欠です。平成26年度に県が実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」では、平成21年に実施した前回調査結果と比べて、県民のDVに対する意識の高まりが見られますが、今後も継続的にDV防止に向けた広報・啓発活動や予防教育を様々な場面で行っていく必要があります。
- DVは、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害の一つです。幼少期からそれぞれの年齢に応じた人権教育を行い、相手の人格を尊重するとともに、自分を大切に思う自尊感情を育てることが、DVやいじめ、様々な虐待や差別等の人権侵害を解消する上で非常に重要となります。

【今後の取組】

幼少期から小学校・中学校・高等学校・専門学校・大学等と、それぞれの年齢に応じてDV防止を含めた人権教育を継続的に行うとともに、職域や地域等における人権研修実施の働きかけ等により、DVを許さない社会づくりに向けた県民の意識の醸成を図ります。

| 取組項目）①生涯にわたる人権教育の推進 | 担当課等 |
|---|--|
| ●学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進 発達段階に応じた人権教育を行うことで、相手の人権とともに自分を大切にする気持ちや自尊感情を育みます。 また、子育て世代における人権教育も重要であることから、保護者に対する人権研修の実施についても、市町村等へ働きかけていきます。 | 教育委員会（人権教育、幼保支援） |
| ●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施 障害などにより、対人関係を築くことが苦手な子どもがいます。このような子どもの場合、周りの理解が得られないことから精神的に不安定となり、時として暴力に訴えがちになります。対応は、早いほど効果的であることから、幼少期から子どもの特性を十分理解した対応と、長所を伸ばしていく指導を続けることが大切であり、このような視点での教育を進めるため、校内支援体制づくりの推進や、マニュアル等の作成・活用を図ります。 | 教育委員会（人権教育、特別支援教育、心の教育センター） |
| ●地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 DV被害者を支援したり、見守ることのできる人を増やすことを目的に、地域住民のDVに対する正しい理解を深め、DVを許さない意識を醸成するために、町内会や地域での集まり等での人権研修の開催を働きかけるとともに、研修会等への講師派遣等を行います。 | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ 人権啓発センター 教育委員会（人権教育） |

第4章 計画の内容

| | |
|--|---|
| <p>●職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>女性相談支援センターやソーレ、人権啓発センター等が実施している出前講座等の活用を促し、パワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメントとともに、DV防止に向けた内容の社内研修が行われるよう、経済団体と連携し、企業に働きかけます。</p> <p>また、経済団体や医療・福祉分野の各団体などと連携し、職場を通じたDV防止に関する広報・啓発、相談窓口の周知に取り組みます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ 人権啓発センター |
|--|---|

平成26年度に県が実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」の結果からは、DVに対する県民の認識は高まりつつあることが伺えます。一方で、まだ「(被害者の)我慢が足りない。」「被害者にも悪いところがあるのでは。」といった誤った考えが社会に根深く存在しており、それが被害者をさらに追い詰め、DV被害を拡大させています。

「DVとは何か」、「DVが、被害者だけでなく子どもにどういった影響を与えるのか」といった啓発を強化することで、DVに対する正しい理解を深め、DVを許さない意識を醸成していきます。

| 取組項目）②DV防止の意識啓発の推進 | 担当課等 |
|--|---|
| <p>●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発の実施</p> <p>各種広報媒体を活用し、あらゆる機会を捉えて、DVに対する正しい理解を深めるよう啓発し、相談窓口の周知を図ることで、被害者の早期発見・早期対応につなげ、DVを許さない意識を醸成します。</p> | 県民生活・男女共同参画課 ソーレ 人権啓発センター |
| <p>●市町村等関係機関・団体への広報・意識啓発実施の働きかけ</p> <p>市町村の広報紙等でのDV防止に関する啓発記事の掲載を働きかけるとともに、広報素材（相談カードやチラシ等）を提供し、地域での広報・啓発活動につなげていきます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 |
| <p>●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発の実施</p> <p>広報・啓発のための素材（リーフレット、カード、チラシなど）を作成し、広く配布・掲示していきます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ 福祉保健所 |
| <p>●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な広報・啓発の実施</p> <p>県では、女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）を含む「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日から25日）を中心とした11月に、各種広報・啓発の活動を集中的に実施し、県民に「DVは重大な人権侵害であり、許されない行為である。」ことを強く印象づけます。（DV啓発講演会の開催、民間支援団体と連携した街頭キャンペーンや高知城のパープルライトアップ等の広報イベント、マスメディアや公共交通機関を活用した広報など）。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ 人権啓発センター |
| <p>●若者や高齢者、障害者、外国人等を対象とした各種相談窓口でのDVに関する広報・啓発の実施</p> <p>若者や高齢者、障害者、外国人など、それぞれの専門相談窓口において、DV防止に関するパンフレット等による広報や理解促進を図ります。</p> | 健康対策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 国際交流課 |

重点目標（3）若年層に対する予防教育の推進

【現状と課題】

- DV防止法の対象は、「配偶者」「事実婚（内縁関係）の相手」「同棲相手」（元を含む）であるため、若者は無関係だと考えられがちですが、DVは決して大人だけの問題ではありません。婚姻や同棲をしていない、いわゆる恋人同士の間柄でも、DVと同様の状況が起こることがあります。これが「デートDV」と呼ばれるものです。
- 精神的な未熟さや若い世代特有の心理等から、束縛を愛だと思い込んだり、友人への対抗意識から性行為の経験の早さを競うことがあります。また、交際相手や出会い系サイト等で知り合った相手との安易な性行為や性行為の強要等による、望まない妊娠・中絶により、女性の側が心身共に深く傷つくといったことが起こりがちです。
- スマートフォンの普及により、GPS機能を使って相手を監視したり、LINEやメール等すぐに返事を返すよう強要する束縛や、別れた後、交際中に撮った相手の性的な画像をFacebookやLINEといったSNSを利用して拡散させるリベンジポルノなど、新しい形のDVも現れています。特にリベンジポルノは、一旦公開された画像を完全に削除することは難しいため、将来にわたって大きな影響を及ぼすことから、防止に向けた学習を急ぐ必要があります。

【今後の取組】

将来のDV加害者や被害者の発生を予防する観点からも、若い世代にデートDVに関する正しい知識を持ってもらうための予防教育・啓発を行い、対等な関係づくりにつなげます。

| 取組項目）①若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施 | 担当課等 |
|---|---------------------------------|
| ●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した広報・啓発の実施 普段当たり前だと思っていることの中に、DVが潜んでいることを気付かせ、お互いの人権を尊重した対等な関係づくりを進めるため、各種広報媒体を活用した広報・啓発を実施します。 | 県民生活・男女共同参画課 ソーレ 人権啓発センター |
| ●リーフレット等の作成及び配布による広報・啓発の実施 若者がデートDVに関する正しい理解を得ることができるよう、リーフレットやパネル等を活用して、意識啓発を図ります。 | 県民生活・男女共同参画課 ソーレ |

第4章 計画の内容

| | |
|--|---------------------------|
| <p>●中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施</p> <p>交際相手の携帯電話を勝手に見たり、異性の連絡先を消す他、メールやLINEの返信を強要することなど、身近なところにデートDVが潜んでいることを、学校の授業やソーレの出前講座等の活用を通して啓発していきます。</p> <p>また、保護者にもデートDVに関する研修等を行い、子どもの加害や被害にいち早く気付くよう促します。</p> | ソーレ 教育委員会（人権教育） |
| <p>●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施</p> <p>子どもに接する機会の多い教職員に対し、デートDV等の正しい理解を深めるための研修等を実施したり、パンフレット等を配布することで、教材化や授業実践、被害者の早期発見等につなげます。</p> | ソーレ 教育委員会（人権教育、教育センター） |
| <p>●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報・啓発の実施</p> <p>思春期の性の課題に対応している「PRINK」の相談窓口周知カードの作成、配布を行うとともに、相談活動や啓発冊子「思春期ハンドブック」で、男女交際やDV予防についての理解促進を図ります。</p> | 健康対策課 |

重点目標（4）加害者への対応

【現状と課題】

- 加害者の多くは、暴力を「しつけ」などと正当化し、暴力を振るったのは相手が悪いからだと責任転嫁する特徴があることから、DVは繰り返され、時に相手を変え、新たな被害者を生み出していく危険性が高いと言われています。そのため、早い段階から、DVは人権侵害であり、家庭崩壊にもつながることへの気付きを促し、暴力を問題解決のための手段にしないといった啓発が必要です。
- 警察は、被害が繰り返されることがないよう、DV防止法に基づく審尋の際には警察官を派出するとともに、加害者の検挙や加害者に対する指導、警告を行うなど、厳正に対応し、被害者の安全を確保しています。十分な対応ができるよう、現場警察官等を対象とした研修の開催など、配偶者暴力相談支援センター等と連携した人材育成を行う必要があります。
- 現在、加害者からの相談については、ソーレや精神保健福祉センターで対応しています。加害者が更生を図る一歩として、加害者を相談窓口につなげることが必要ですので、相談窓口の周知を図るとともに、相談対応者の人材育成・スキルアップのための研修の実施・受講も必要です。
- 加害者更生に対する専門的、継続的な対応は、現時点ではこれが有効といった確立したもののがなく、国においても具体的な対策は示されていません。そのため、国や他県の情報等を収集し、その情報を活用して対応策を検討する必要があります。

【今後の取組】

被害者の安全確保に向けて、警察による加害者への厳正な対応を行うとともに、十分な対応ができるよう、現場警察官等のスキルアップを図ります。

| 取組項目）①加害者への厳正な対応 | 担当課等 |
|---|------|
| <p>●現場警察官の加害者への対応能力の向上</p> <p>警察官は、刑罰法令に抵触する場合には、被害者の意思を踏まえて検挙等の措置を講ずるほか、刑事事件としての立件が困難な場合も、加害者に対して指導警告を行うとともに、被害者に対して自衛策等の教示を行います。</p> <p>また、十分な対応が出来るよう、DV担当者に対して専科教養を行い、能力の向上を図っていきます。</p> | 警察本部 |
| <p>●保護命令が出された加害者に対する警告の実施</p> <p>警察官は、接近禁止命令や退去命令などの保護命令が出された場合には、加害者に対し、命令内容を十分理解させるとともに、違反した場合には指導警告等、厳正な対応を行います。</p> <p>また、加害者の動向を把握するために、所在確認を徹底するとともに、加害者が裁判所に出頭しない場合にも、迅速に指導警告を行います。</p> | 警察本部 |

第4章 計画の内容

加害者の更生のためには、まずは加害者本人がDVとは何かを理解し、今後繰り返さないと決意することが大切です。そのため、加害者の気づきを促し、相談窓口の周知を図るための広報・啓発と、相談窓口の対応充実に向けた人材育成に取り組みます。

また、加害者更生に関する国の調査研究の動向や、他県等の取組情報を収集するとともに、加害者の更生を促す対策へつなげます。

| 取組項目) ②加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施 | 担当課等 |
|--|-----------------------------------|
| <p>●加害者を対象とした各種相談の実施</p> <p>男性加害者からの相談については、ソーレの「男性のための悩み相談（予約制）」のほか、精神保健福祉センターや各福祉保健所等でも心の健康等の相談に対応しており、必要に応じて医療機関などの専門機関の紹介を行います。</p> <p>また、各種相談窓口の相談員に対して、スキルアップ研修等を実施することで、加害者対応が可能な相談窓口の充実を図ります。</p> | ソーレ 精神保健福祉センター 福祉保健所 |
| <p>●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知</p> <p>自分を変えたいと願う加害者など、加害者の状況に応じて、相談窓口や医療機関の情報を提供します。</p> <p>自分の行為がDVだと気づいていない加害者が多いことから、広報紙や加害者向け相談窓口周知カードの作成、配布により、加害者の気づきを促すとともに、相談窓口につなげていきます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 ソーレ 精神保健福祉センター |
| <p>●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討</p> <p>国や他県の情報を収集するとともに、その情報を活用した対応策を検討します。</p> | 県民生活・男女共同参画課 ソーレ |

基本の柱
2

DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり

重点目標（1）相談窓口の周知と相談につなげる体制整備

【現状と課題】

- 平成26年に実施した県民意識調査では、DV被害の経験者のうち、「どこ（誰）にも相談しなかった」人が43.5%を占め、その4.4%が「どこ（誰）に相談してよいのか分からなかった」と回答していることから、配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）をはじめとした相談窓口のさらなる周知が必要です。
- 相談しなかった理由として、「相談するほどではないと思ったから」と答えた人が42.9%おり、特に男性は約6割が「相談するほどではない」と回答しています。相談が被害者支援の第一歩となることから、被害者本人の気づきを促す取組が必要です。そのため、経済団体や福祉・医療・司法関係機関・団体等に広報・啓発のための研修開催を働きかけ、DVに関する正しい知識と相談窓口の周知を図る必要があります。
- DVの渦中にいる被害者本人よりも、被害者と関わる周囲の人たちがDVの実態に気づく場合もあるので、DV被害を発見した場合は、本人に相談を勧めるとともに、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターや警察などにつなげるよう促す必要があります。

【今後の取組】

DV被害者支援の中核機関である配偶者暴力相談支援センターを広く県民に広報し、相談窓口の周知を図ります。

| 取組項目）①配偶者暴力相談支援センターの周知 | 担当課等 |
|---|-----------------------------------|
| <p>●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知</p> <p>各種広報媒体を活用して、DVについての広報・啓発を図るとともに、相談や保護を行う配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）の周知を図ります。</p> | 県民生活・男女共同参画課 ソーレ 人権啓発センター |
| <p>●リーフレット等を活用した周知</p> <p>配偶者暴力相談支援センター周知のためのカードやチラシ等を作成し、配布を行います。</p> <p>市町村や関係機関、各種相談窓口の他、研修や各種イベントの際に配布を行うとともに、人に見られず手に入れたい人に配慮して、民間支援団体と連携して、量販店等のトイレ等に相談カードを配置します。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ |

第4章 計画の内容

| | |
|--|---|
| <p>●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知の実施</p> <p>県では、女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）を含む「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日から25日）を中心とした11月に、各種広報・啓発の活動を集中的に実施しています。</p> <p>その中で、ラジオ等の広報媒体を活用したり、民間支援団体等との連携による各種広報・啓発活動（広報素材の作成・配布、街頭キャンペーン等）を通じて配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ 人権啓発センター |
| <p>●市町村等関係機関・団体・企業等の広報媒体を活用した周知実施の働きかけ</p> <p>身近な情報紙として目に触れる機会が多い市町村の広報紙や、企業の社内報・団体の会報等で、DVに関する情報とともに、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知を図るよう働きかけます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 |
| <p>●各種相談機関の相談窓口での周知</p> <p>性別や年齢、障害の有無、出身（外国籍など）に関係なく、誰もがDVの相談窓口があることを知ることができるよう、各種専門相談窓口に広報資料を配置し、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p> | 県民生活・男女共同参画課 健康対策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 國際交流課 |
| <p>●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置</p> <p>国際交流協会等の窓口に外国語のパンフレットやチラシ等を設置し、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p> | 県民生活・男女共同参画課 國際交流課 |

DV被害者と関わることが多い、医療・福祉・教育関係者等のDVに対する理解を深め、被害者の早期発見・通報につなげるとともに、DVの通報や相談等に24時間対応できる体制を整えます。

| 取組項目）②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備 | 担当課等 |
|---|--|
| <p>●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保</p> <p>連絡会議の実施や、緊急時の連絡体制の構築など、配偶者暴力相談支援センターと警察が連携して被害者支援に取り組み、緊急時等に県内どこでも24時間対応できる体制を整えます。</p> | 女性相談支援センター 警察本部 |
| <p>●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施</p> <p>県は、各種連絡会議や研修会等の開催・参加等により、地域の保育所、学校、民生委員・児童委員、要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センター等関係機関との連携を強化、情報の共有を図り、DV被害者の早期発見・早期対応につなげることで、見守り体制の構築を行います。</p> <p>また、経済団体などと連携し、企業等職場を通じた相談窓口の周知に取り組みます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 児童家庭課／児童相談所 地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 教育委員会 |

第4章 計画の内容

| | |
|--|--|
| <p>●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化</p> <p>D V被害者に関わることの多い、医療・福祉・教育・司法関係者に対して、D Vの啓発や被害者を発見した時の対応の仕方等の周知とともに情報共有を図ることで、配偶者暴力相談支援センター等への通報につなげるなど、連携を強化します。</p> | 女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所 県立病院課 教育委員会 |
| <p>●子どもの人権 110 番などの子どもの相談機関・窓口等との連携強化</p> <p>D Vのある家庭では、子どもに対しても虐待が行われていたり、D Vを目撃することで子どもが精神的な傷を負っていることがあります。子どもからの相談やメッセージの背景にD Vの存在が疑われる場合は、子どもの相談機関・窓口が配偶者暴力相談支援センターに情報をつなぐよう県から働きかけるとともに、必要に応じて支援センターと関係機関が連携して対応します。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター |
| <p>●苦情処理の体制整備</p> <p>相談窓口等でも、対応者の理解不足により被害者を傷つけてしまう危険性（二次的被害）があります。そうした場合の苦情の申出に対しては、適切かつ迅速に対応し、業務の改善につなげます。その際、配偶者暴力相談支援センター以外の機関にあっては、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターが助言等を行います。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 警察本部 |

重点目標（2）配偶者暴力相談支援センターの機能の強化

【現状と課題】

- 配偶者暴力相談支援センターにおけるDVに関する相談は、近年400件前後の横ばいで推移していますが、被害者が精神的、知的な障害を抱えていたり、経済的に困窮を極めているといった自立に時間を要する事例も多く、対応する職員には、より専門的な知識が求められます。
- 本県における配偶者暴力相談支援センターは、高知市にある県の女性相談支援センター1か所です。また、本県は東西に細長いという地形的な問題もあるため、市町村や様々な関係機関の協力を得て、被害者への支援を行っています。配偶者暴力相談支援センターの機能を補うために、今後、県の他機関や市町村等とのさらなる連携が必要です。
- 市町村は住民に一番身近な行政主体であり、被害者支援施策の窓口となることが多いことから、DV被害者対策において大きな役割を担っています。一方、DV相談窓口と実際に支援に関わる部署（生活保護、母子・高齢者・障害者福祉等）が別の所管である市町村がほとんどであり、より円滑な支援に向けて、市町村内の関係課間の連携の強化が必要な状況です。

【今後の取組】

専門研修の受講や、外部からのスーパーバイズを受けること等により、DV対策の中核機関である配偶者暴力相談支援センターの職員のスキルアップを図ります。

| 取組項目）①配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上 | 担当課等 |
|--|------------|
| ●女性相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加 所属における研修の実施や、外部研修への参加により、相談スキル等の向上を図り、専門性を高めます。 | 女性相談支援センター |
| ●女性相談員に対するスーパーバイズの実施 専門家（精神保健福祉センター医師等）によるスーパーバイズを受け、スキルアップを図ることで、困難ケースの対応などを円滑に進めます。 ※【スーパーバイズとは？】 ここでは、より専門的で高度な知識や経験を持った専門家から、適切な指導、支援を受けることで、対応能力を高めようとする指します。 | 女性相談支援センター |

第4章 計画の内容

支援に携わる相談員の心の健康を守るために、相談員がメンタルヘルス研修を受講したり、悩みを相談できる環境を整えることで、心の負担を軽減し、支援業務を継続して行うことができるようになります。

| 取組項目) ②相談員のメンタルヘルスケアの充実 | 担当課等 |
|---|------------|
| <p>●各種メンタルヘルス研修受講の推進</p> <p>被害者から深刻な被害状況等の話を聞くうちに自身が同様な心理状態になる「代理受傷」などにより、相談員が精神的な健康を損なうことがないように、相談員がメンタルヘルス研修を受講できる体制を整えます。</p> | 女性相談支援センター |
| <p>●相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備</p> <p>相談員が職場内で相互に悩みを相談しやすい環境を整えるとともに、外部の専門家による精神的ケアを図ります。</p> | 女性相談支援センター |

市町村職員を対象とした、被害者支援に携わる関係者のスキルアップを図るための研修の開催やアドバイス等を行うとともに、情報共有等により連携強化を図ることで、配偶者暴力相談支援センターの機能を補完・充実させます。

| 取組項目) ③市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化 | 担当課等 |
|---|-------------------------------|
| <p>●市町村の取組に対する助言等</p> <p>市町村が対応に苦慮する場合などは、DV被害者の支援の中核機関である配偶者暴力相談支援センターが、スーパーバイズや助言等により支援を行います。</p> | 女性相談支援センター |
| <p>●市町村内の関係部署間の連携強化に向けての働きかけ</p> <p>市町村は、住民に一番身近な行政主体であるため、福祉や保健など各種制度の実施を通して被害者を把握しやすい面、DVの発生件数が少ないことによるノウハウの不足等、部署間の連携が不十分になることもあります。</p> <p>そのため、DV事例発生時の具体的な対応方法等の研修を実施するほか、ブロック別DV関係機関連絡会議などを通して、市町村内の各関係部署の連携の強化を働きかけます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター |
| <p>●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有</p> <p>被害者が、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、支援者のための手引きを県が作成・配付するとともに、市町村独自のマニュアルの作成と研修の実施を支援します。</p> | 女性相談支援センター |
| <p>●相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供</p> <p>市町村の相談窓口等での二次的被害を防止し、被害者的心に寄り添つた適切な対応・支援を行う上で必要な知識や情報共有が図れるよう、県は、相談窓口の職員等を対象とした研修を実施するとともに、必要に応じて講師の派遣等も行います。</p> | 女性相談支援センター ソーレ 人権啓発センター |

第4章 計画の内容

福祉保健所や児童相談所、警察といった各機関においても、業務の中でDV被害が疑われる事例が発生した場合には被害者等に適切な支援を行うとともに、必要に応じて、配偶者暴力相談支援センターと連携した支援を行っています。各機関が日頃から情報共有を図り連携することで、被害者や同伴者に必要な支援を提供できる環境を整えます。

| 取組項目) ④県の他機関との連携強化 | 担当課等 |
|--|---------------------|
| <p>●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化</p> <p>福祉保健所は、生活保護や母子生活支援施設への入所、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金の貸付け等の各種福祉制度の情報提供を行うとともに、各制度の適切な運用により、被害者の経済面での支援を行います。</p> <p>また、「心の健康相談」を通じた被害者及び加害者の心のケアや、市町村と連携した育児支援を行うほか、日常業務の中でもDVが疑われる事例があれば、被害者本人に対して、配偶者暴力相談支援センターへの相談を勧めるとともに、必要に応じて同行や通報等を行います。</p> <p>福祉保健所とセンターは、DV関係機関連絡会議等の様々な機会を捉えて、相互に連携、情報共有を行い、個々のケースに最善な方法を模索し、支援を実施します。</p> | 女性相談支援センター 福祉保健所 |
| <p>●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化</p> <p>児童相談所が日常業務の中でDVを疑われる事例が出た場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携、情報共有を行い、個々のケースに最善な方法を模索し、支援を実施します。</p> <p>また、お互いの業務を学ぶ機会を充実させるなどして、相互理解を深め、連携を強化します。</p> | 女性相談支援センター 児童相談所 |
| <p>●警察と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化</p> <p>警察は緊急時の通報やDV被害者等からの相談の対応など、被害者の安全・安心につながる支援を行っており、配偶者暴力相談支援センターと連携、情報共有しながら、個々のケースに最善な方法を模索し、支援を実施していきます。</p> <p>また、警察経由で被害者を一時保護するケースもあることから、現場警察官のDVやセンター業務への理解を深めるため、センター職員を講師とした研修などを通じて、連携を強化します。</p> | 女性相談支援センター 警察本部 |

第4章 計画の内容

重点目標（3）DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ・専門性の向上

【現状と課題】

- DV被害者が接する関係者は、行政関係者や関係機関、民間支援団体等様々ですが、DV被害者への支援に必要な知識や情報が十分ではない場合があるため、二次的被害を防ぐ観点からも、支援に携わる職員等に対して学ぶ機会等を提供する必要があります。

【今後の取組】

研修等により被害者支援に携わる関係者のスキルアップを図り、それぞれの立場で適切な対応を行います。

| 取組項目）①各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上 | 担当課等 |
|--|---|
| ●直接被害者と接する県、警察及び市町村相談窓口職員等に対する研修の実施 各種相談機関の相談員や窓口対応の職員などを対象に、DVに関する理解を深めたり、支援に関する知識や情報を得るための研修を実施する等、被害者に寄り添った適切な対応が行えるようにします。 | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ 福祉保健所 児童相談所 警察本部 |
| ●各種研修情報の収集及び提供 国やNPO法人などが行う専門研修に関する情報を収集し、関係機関や民間支援団体、市町村等に情報を提供します。 | 県民生活・男女共同参画課 |
| ●被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配布 被害者支援をわかりやすく解説した手引きを作成、配布するとともに、必要に応じて手引きを活用した研修を行います。 | 女性相談支援センター |

DV被害者に接する機会が一般県民に比べると多く、また様々な施策を行う上で高い倫理観を求められる県職員や市町村職員等の職務関係者に対して、人権の観点から研修を実施し、DV防止の意識を高めます。

| 取組項目）②職務関係者を対象とした人権研修の推進 | 担当課等 |
|---|---|
| ●県職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 DVは重大な人権侵害であるとの意識を高め、DVに対する理解を深めるための研修を実施することで、被害者の支援につながる施策の実施や倫理観の高まりを図ります。 | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 人権課／人権啓発センター 教育委員会（人権教育） |

第4章 計画の内容

●市町村職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施

住民に最も身近な行政主体である市町村職員に対し、DVは重大な人権侵害であるとの意識を高め、DVに対する理解を深めるための研修を実施することで、よりよい支援につなげます。

県民生活・男女共同参画課
ソーレ
人権啓発センター

重点目標（4）誰もが相談しやすい体制づくり

【現状と課題】

- 若者や高齢者、障害者、外国人には、それぞれ専門の相談窓口はありますが、その窓口自体が十分に知られているとは言えない状況にあります。そのため、まずそれぞれの相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境を整えるとともに、相談に応じる中でDVが疑われる事例が見つかった場合には、配偶者暴力相談支援センターを紹介したり、センターとの連携によりDV被害者を支援する必要があります。
- 特に、男性や性的少数者のDV被害者については、どこに相談すればいいのか分からぬ場合や、「知られたくない。」との思いから相談を躊躇する傾向がありますので、相談窓口を周知するとともに、相談対応できる人材の育成やスキルアップを図ります。

【今後の取組】

各専門相談窓口で、配偶者暴力相談支援センターを積極的に広報します。

| 取組項目）①配偶者暴力相談支援センターの周知 | 担当課等 |
|---|---|
| <p>●各種相談機関の相談窓口での周知【再掲】</p> <p>性別や年齢、障害の有無、出身（外国籍など）に関係なく、誰もがDVの相談窓口があることを知ることができるよう、各種専門相談窓口に広報資料を配置し、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p> | 県民生活・男女共同参画課 高齢者福祉課 健康対策課 障害保健福祉課 国際交流課 |
| <p>●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置【再掲】</p> <p>国際交流協会等の窓口に外国語のパンフレットやチラシ等を設置し、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p> | 県民生活・男女共同参画課 国際交流課 |

各種の専門相談窓口でDV（疑い含む）が見つかった場合は、配偶者暴力相談支援センターと連携して支援に取り組みます。

| 取組項目）②各種相談機関における相談機能の強化 | 担当課等 |
|--|---|
| <p>●各種相談機関と配偶者暴力相談支援センターとの連携</p> <p>高齢者等を対象とした専門相談窓口や精神保健福祉センター・福祉保健所で行う「心の健康相談」等の場で、DV事例やDVが疑われる事例が発生した場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。</p> <p>そのため専門相談窓口の職員等を対象とした研修を実施したり、配偶者暴力相談支援センターの周知なども行います。</p> | 高齢者福祉課 障害保健福祉課 精神保健福祉センター 福祉保健所 国際交流課 |

第4章 計画の内容

言葉によるコミュニケーションに支障を感じ、相談を躊躇することが無いよう、通訳等の確保による相談窓口でバリアフリー化を図ります。

| 取組項目) ③相談窓口のバリアフリー化 | 担当課等 |
|--|--------------------------------|
| <p>●外国語通訳及び手話通訳等の確保 外国人や障害者等が安心して相談できるよう、外国語通訳や手話通訳等を確保できる体制を整えます。</p> | 女性相談支援センター 障害保健福祉課 国際交流課 |

教職員のデートDVに対する理解を深め、相談対応能力の向上を図ることで、児童生徒が安心して相談できる環境を整えます。

また、男性のDV被害者や、同性カップルのDV被害者への相談に対応できる人材の育成と相談窓口の周知を図ります。

| 取組項目) ④若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり | 担当課等 |
|--|-------------------------------|
| <p>●児童生徒が安心して相談できる環境づくり 養護教諭やスクールカウンセラーをはじめ、教職員全体のデートDVに対する理解を深め、安心して相談できる雰囲気をつくります。 また、相談に適切に対応できるよう研修の実施やスーパーバイズ制度の充実を図っていくことで、相談対応能力の向上に努めます。</p> | 教育委員会（人権教育） |
| <p>●男性や性的少数者を対象とした相談の実施 男性や性的少数者のDV被害者が相談しやすいよう相談窓口を周知するとともに、相談対応できる人材の育成を図っていきます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センターソーレ |

基本の柱 3

D V被害者の一時保護体制の充実

重点目標（1）関係機関の連携による一時保護と安全の確保

【現状と課題】

- D V被害者の一時保護件数は、平成15年度の24件から徐々に増加し、平成24年度の67件をピークに、ここ3年は30件前後で推移しています。また、D V被害者の一時保護者のうち約7割が20歳代から40歳代であることから、同伴者の約8割が小学生以下の子どもです。
- D V被害は、時として生命をも脅かす危険性があるため、被害者の保護にあたっては、同伴者も含めた安全の確保を最優先に、迅速に対応する必要があります。そのため、警察等と連携し安全の確保を行うとともに、24時間いつでも一時保護できる体制を一時保護体制の整備が必要です。
- 本県における保護命令の申し立ては、平成18年度から24年度までは年間30件前後、以後は20件程度で推移しています。D V被害者等の安全の確保のために、被害者に対して保護命令制度についての情報提供を行うとともに、申請に関する助言や援助を行う必要があります。

※【保護命令とは？】

D V防止法に基づき、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずるもの。保護命令には、(1)申立人への接近禁止命令、(2)申立人への電話等禁止命令、(3)申立人の子への接近禁止命令、(4)申立人の親族等への接近禁止命令、(5)退去命令、の5種類がある。なお、(2)～(4)は、(1)の命令の実効性を確保する付随的な制度のため、単独で発令されることはない。

(裁判所ホームページより抜粋一部改編)

【今後の取組】

関係機関の連携により、D V被害者と同伴者、支援者の安全を確保します。

| 取組項目) ①関係機関の連携によるD V被害者等の迅速な安全の確保 | 担当課等 |
|---|-----------------------------|
| ●警察等と連携した安全の確保 <p>被害者の保護にあたっては、一時保護所までの移動など、必要に応じて警察や市町村、福祉保健所等と連携して、安全を確保します。</p> | 女性相談支援センター 福祉保健所 警察本部 |

第4章 計画の内容

| | |
|---|----------------------------|
| <p>●被害者や支援者の安全確保</p> <p>被害者や支援者が、加害者から危害を加えられるおそれがあると危険を感じている場合等は、定期的に連絡を取り近況把握に努めるほか、110番登録制度の活用や、巡回を行うなど、安心して過ごせるような対応を行います。</p> | <p>警察本部</p> |
| <p>●緊急避難体制の確保</p> <p>再び加害者からの暴力を受ける危険性が高い、保護命令発令直後も含めて、被害者の身に危険が及ぶことが懸念される場合は、配偶者暴力相談支援センターと警察が連携し安全の確保を行います。</p> | <p>女性相談支援センター 警察本部</p> |

警察や市町村など、関係機関の連携により、DV被害者等を24時間安全に保護できる体制を整えます。

| 取組項目）②迅速かつ安全な一時保護の実施 | 担当課等 |
|--|--------------------|
| <p>●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立</p> <p>遠隔地等の理由で、直ちに一時保護所での保護が困難な場合は、警察や市町村等との連携により、地域において緊急避難を講ずるなど、いつでも、どこでも迅速に保護できる体制を整えます。</p> | 女性相談支援センター 警察本部 |
| <p>●県域を超えた広域での保護体制の整備 (県外の婦人相談所等と連携した一時保護体制の充実)</p> <p>被害者の安全を確保するために他県へ避難する事例については、転出先の関係機関と連携を図って保護できる体制を整えます。</p> | 女性相談支援センター |
| <p>●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備</p> <p>一時保護所では、警察との連携による巡回や所内警備の充実などにより、入所者の安全・安心を確保します。</p> | 女性相談支援センター 警察本部 |

DV被害者への支援を行うための情報共有と、DV被害者の安全確保のための情報保護を徹底させることで、加害者等への情報漏えいを防ぎます。

| 取組項目）③DV被害者等に関する情報保護の徹底 | 担当課等 |
|--|---|
| <p>●関係機関に対する秘密の保持の徹底</p> <p>被害者や同伴の子どもを取り戻そうと、加害者はあらゆる手段を使って情報を手に入れようとすることがあります。被害者支援を行うためには、関係機関が連携し情報共有することは不可欠ですが、被害者の所在などの情報が決して加害者に洩れることが無いように、関係者の意識のさらなる向上を図ります。</p> | 女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所 教育委員会 警察本部 |

第4章 計画の内容

保護命令の活用などにより、被害者と同伴者の安全を図ります。

| 取組項目) ④司法手続きに関する支援 | 担当課等 |
|--|--------------------|
| <p>●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援</p> <p>被害者の安全を確保するうえで、保護命令は有効な手段となることから、被害者に対し保護命令制度についての情報提供や助言を行うとともに、申し立ての際の証明など手続の支援を行います。</p> | 女性相談支援センター 警察本部 |

重点目標（2）配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実

【現状と課題】

- 一時保護される被害者は、長期間のDV被害により心に深い傷を負い、場合によっては通常の社会生活を送るまでにかなりの時間を要することもあります。そのため、入所中からカウンセリング等で心のケアを行い、心の健康を取り戻すための支援を行います。
- 被害者とともに一時保護所に保護される子どもは、家庭でDVを目撃するとともに、時として子ども自身も暴力を受けることで、心身ともに深く傷ついています。また、暴力が身近にあったことで、問題解決の手段として安易に暴力を選択する可能性が高くなるとも言われていることから、将来のDV加害者になることを防ぐためにも、子どもに対する心身のケアを充実させ、暴力の連鎖を断ち切ることが重要です。

【今後の取組】

被害者の自立に向け、心理面でのケアを行います。

| 取組項目）①DV被害者の心理ケアの充実 | 担当課等 |
|---|------------|
| <p>●心理ケア担当職員による心の健康の回復支援</p> <p>心理ケア担当職員による心理検査や心理教育、心理療法等の実施により、被害者の心のケアを行います。</p> | 女性相談支援センター |
| <p>●民間の専門機関を活用した心の健康の回復支援</p> <p>民間の専門機関によるカウンセリング等を活用し、被害者の心のケアを行います。また、必要な場合は医療機関につなぎ、ケアを図ります。</p> <p>なお、退所後もカウンセリングが必要な被害者については、専門機関に依頼しカウンセリングを実施します。</p> | 女性相談支援センター |

配偶者暴力相談支援センターと関係機関が連携して、傷ついた子どもに寄り添ったケアを行うとともに、必要な支援を行います。

| 取組項目）②子どもの心身のケアの充実 | 担当課等 |
|--|---------------------|
| <p>●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが連携した子どもの心理判定やカウンセリング等の実施</p> <p>DVは児童虐待と密接に関係しているとも言われているため、心理ケア担当職員が同伴児童の心理検査を行います。</p> <p>子どもの状況等に応じ、必要があれば、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等が連携し、子どもの心身のケアを行います。</p> | 女性相談支援センター 児童相談所 |

第4章 計画の内容

| | |
|--|-------------------------------|
| <p>●療育福祉センターと配偶者暴力相談支援センターが連携した障害の心配のある子どもへの対応</p> <p>D V家庭で育つ子どもの中には、発達障害などの障害の心配があるにも関わらず、専門機関等につながっていない場合や、加害者によって治療が妨げられている場合があります。子どもと接する中で、障害の心配がある場合には、女性相談支援センターと療育福祉センターが連携して適切な対応を行います。</p> | 女性相談支援センター 療育福祉センター |
| <p>●心の教育センター・高知市教育研究所と配偶者暴力相談支援センターが連携した心配のある子どもへの対応</p> <p>不登校や子どもの教育・就学に関する相談対応などを行っている、心の教育センター・高知市教育研究所と連携し面談を行う等、心配のある子どもへの対応を充実させ、課題解決に向けた支援を行います。</p> | 女性相談支援センター 教育委員会（心の教育センター） |

一時保護期間中の子どもが安心して遊び、学ぶことのできる場を提供するとともに、就学のための各種支援制度の情報提供や手続き支援等を行うことで、希望する教育を受けられるよう支援します。

| 取組項目）③保育、学習支援の充実 | 担当課等 |
|--|-------------------------------|
| <p>●安心して遊ぶことのできる環境の整備</p> <p>子どものストレスを和らげ、心を癒すために一時保護所内等で安心して遊べる場を提供し、必要に応じてベビーシッターを確保したり、心の教育センターと連携したプレイセラピー等を実施します</p> | 女性相談支援センター 教育委員会（心の教育センター） |
| <p>●学校と連携した一時保護所での就学支援</p> <p>一時保護期間中で通学できない子どもに対しては、学校と連携しながら教員OBによる学習の機会を提供します。</p> | 女性相談支援センター 教育委員会 |
| <p>●就学のための様々な制度の情報提供と手続支援</p> <p>高等学校等の就学支援金制度及び奨学金の貸付制度や、大学・専門学校の奨学金貸付制度等の情報を提供する他、就学支援金制度の実施や奨学金の貸与要件の緩和等を実施することで、進学を希望する子どもたちを支援します。</p> | 女性相談支援センター 教育委員会（高等学校課） |

第4章 計画の内容

地震や水害などの不測の事態に備え、施設の安全対策を行うとともに、入所者が安心して生活できるよう、体制を整えます。

| 取組項目) ④災害に備えた体制づくり | 担当課等 |
|---|----------------------------|
| ●設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策 一時保護所の設備の耐震対策を行うとともに、入所者も含めた避難訓練などを行うことで、災害の際の入所者の安全を確保します。 | 女性相談支援センター |
| ●備蓄等の充実 災害時には、周囲から孤立する危険性もあることから、一時保護所の入所者等が一定期間生活に支障が出ない程度の物資の備蓄に努めます。 | 女性相談支援センター |
| ●代替施設による事業の継続 女性相談支援センターの施設等が被災した場合を想定し、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる代替施設の検討をすすめます。 | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター |

重点目標（3）民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実

【現状と課題】

- 県の一時保護所での保護が困難な場合など、必要に応じて社会福祉施設等の民間施設等へ一時保護の委託を行っていますが、県内全域を十分網羅しているとはいえない状況です。また、多様な被害者や同伴者に対応できるよう、施設の確保も必要となります。
- 民間シェルターがDV被害者への支援を継続的、安定的に行えるよう、シェルター運営団体に対して支援する必要があります。

【今後の取組】

様々な一時保護へのニーズに対応できる施設の確保に努めます。

| 取組項目）①配偶者暴力相談支援センターの一時保護所以外で保護できる場の確保 | 担当課等 |
|---|----------------------------|
| <p>●民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実</p> <p>一時保護所が満室の場合や、一時保護所（高知市）への避難が困難な遠隔地の被害者、加害者に一時保護所の所在地が知られているために一時保護所への避難が危険な被害者、また、高齢者や障害者、男性の被害者など一時保護所での保護が困難な被害者などに対応できるよう、一時保護の委託が可能な民間シェルターや社会福祉施設等の確保に努め、被害者と同伴者が安心して過ごすことができる体制を整えます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター |

民間シェルターが継続的、安定的にDV被害者等に対し支援を行えるよう、運営費や人材育成のための経費の一部を補助していきます。

| 取組項目）②民間シェルターへの支援 | 担当課等 |
|---|--------------|
| <p>●民間シェルターの運営安定化に向けた支援の実施</p> <p>民間シェルターが安定してDV被害者の支援を行えるよう、民間シェルターを運営する団体に対してシェルターの運営支援を行います。</p> | 県民生活・男女共同参画課 |

基本の柱 4

DV被害者の自立に向けた支援

重点目標（1）DV被害者の生活再建

【現状と課題】

- 近年は、一時保護所退所後、約3割の被害者が加害者のいる自宅へと帰っています。その理由として経済的な面等から自立の目途が立たず、やむなく夫の元に戻る場合もあると考えられます。そのため、自立支援施設の活用や就労に向けた支援など、自立に向けた継続的な支援や各種制度に関する情報提供等を行うことで、被害者の自立をフォローする必要があります。
- 被害者が自立して新たな生活を始めるにあたって必要な支援を、民間支援団体等も含めた関係機関が連携して行っています。特に急がれる衣食住の確保については、企業や民間支援団体、県民による生活物資の提供や、県営住宅の入居に係る優遇措置などにより行っていますが、今後も、支援団体の一層の拡充を図るとともに、息の長い支援を行っていく必要があります。

【今後の取組】

一時保護所の入所時から退所後まで、心理的ケアも含めた継続した見守り・支援を行います。特に一時保護所退所後、地域に出るまでのステップとしての自立支援施設や母子生活支援施設での支援を充実させることで、安心して地域に出ていけるようフォローしていきます。

| 取組項目) ①一時保護所入所時からの継続した自立支援 | 担当課等 |
|--|------------|
| <p>●日常生活支援のための配偶者暴力相談支援センターの自立支援担当職員による継続的支援の実施</p> <p>配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援員担当職員（生活サポート）を中心に、一時保護所入所時から退所後の自立に向けての支援を行います。必要に応じて、退所後も継続した家庭訪問や見守りを行うことで、被害者の自立を促します。</p> | 女性相談支援センター |
| <p>●心理的な自立のための配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実</p> <p>配偶者暴力相談支援センターの心理ケア担当職員による個別カウンセリング等の実施により心の傷からの回復を目指します。</p> <p>また、退所後も継続して支援を行う必要がある被害者に対しては、専門機関に依頼してカウンセリングを行うなど、フォローアップを充実させます。</p> | 女性相談支援センター |

第4章 計画の内容

| | |
|---|----------------------------|
| <p>●自立支援施設の積極的な活用</p> <p>一時保護所を退所後、地域に出る準備を整えるための自立支援施設をより積極的に活用できるよう入所条件の見直しを図るほか、ハローワークや高知家の女性しごと応援室等と連携した就労に向けた支援を強化していきます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター |
| <p>●母子生活支援施設における支援機能の充実</p> <p>一時保護所を退所した被害者及び同伴児童の入所先のひとつである母子生活支援施設において、母子支援員による相談対応や専門機関への紹介、心理士による心理療法の実施、少年指導員による学習指導など、母子に対する支援を充実させるために関係機関との連携を強化すると共に、職員のスキルアップを図ります。</p> | 児童家庭課 |

生活保護や児童扶養手当、年金などの諸制度に関する情報提供により、自立に向けた支援を行います。

| 取組項目) ②各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援 | 担当課等 |
|--|---|
| <p>●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援</p> <p>被害者の自立のためには、生活保護や児童扶養手当の受給、また母子生活支援施設の活用などが必要となる場合がありますので、各種制度の情報提供や利用・手続きの支援（書類の作成、申請の際の同行等）を行います。</p> <p>また、職業訓練を受ける際等に、託児サービスを利用出来るように情報提供や周知を図ります。</p> <p>さらに、民間支援団体の協力による保証料の助成や、市町村役場、福祉事務所が窓口の母子・寡婦福祉資金貸付制度等の情報を提供します。</p> | 女性相談支援センター 福祉保健所 児童家庭課 雇用労働政策課 |

住宅の確保に向けて、官民の住宅情報の提供を行うとともに、一時保護所退所者の生活の場として、県職員住宅等の短期利用を検討していきます。

| 取組項目) ③住宅の確保に向けた支援 | 担当課等 |
|--|------|
| <p>●県営住宅の募集時の優遇措置等による支援</p> <p>県営住宅の募集時には、抽選にあたっての優遇措置や入居手続の簡素化などを行います。</p> | 住宅課 |

第4章 計画の内容

| | |
|---|--|
| <p>●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の実施</p> <p>一時保護所退所者で、保証人や収入などの面から民間住宅等の確保が難しい被害者や男性被害者等に対して、県職員住宅や県営住宅の目的外使用等による短期利用を可能とします。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 職員厚生課 住宅課 |
| <p>●民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供</p> <p>民間団体や民間事業者の協力を得て、住宅の確保のために情報を提供します。</p> | 女性相談支援センター |

自立のための職業訓練や求人情報の提供などにより、就労につなげます。

| 取組項目) ④就労に向けた支援 | 担当課等 |
|--|--|
| <p>●ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」等との連携によるきめ細かな就労支援</p> <p>ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」等関係機関との連携も図りながら、被害者が就労を希望する場合は、求人や職業訓練等の情報を提供し、被害者への就労支援をきめ細かく実施していきます。</p> <p>また、様々な事情を抱えた被害者の就労には企業の理解が不可欠なことから、企業に対しDVに関する啓発・広報や情報を提供することで、企業のDVへの理解を深め、被害者の実情に応じた雇用の受け入れを働きかけていきます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 児童家庭課 雇用労働政策課 |
| <p>●就職活動及び技能習得時の託児支援</p> <p>未就学児を抱える被害者の就労を支援するため、「高知家の女性しごと応援室」主催のセミナーや、ソーレで実施するパソコン講座、また、県が実施する離職者等再就職訓練事業において託児サービスを行います。また、被害者が就職活動を行う際の託児支援を行うために、ファミリー・サポート・センター事業の周知などを行います。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 雇用労働政策課 ソーレ |

民間支援団体や企業等の柔軟性や得意分野を生かしたきめ細やかな支援により、被害者への経済的な支援を行います。

| 取組項目) ⑤民間団体等による支援の拡充に向けた取組の実施 | 担当課等 |
|---|----------------------------|
| <p>●DV被害者支援への協力企業や民間支援団体の支援充実に向けた働きかけ</p> <p>一時保護所を退所し自立した生活を始める被害者は、経済的に非常に厳しい状況にあることから、民間支援団体や企業から、被害者に対して支援金や支援物資を提供していただいている。さらに支援が充実するよう、DV被害者の現状やDVに関する理解を深めるための、働きかけを行っていきます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター |

重点目標（2）安全安心な暮らしへのフォローアップの充実

【現状と課題】

- 一時保護所退所後のDV被害者は、加害者から再び暴力を受けるのではないか、発見されるのではないかと不安な日々を過ごしています。被害者や子どもが安心して地域で暮らしていくためには、地域の関係機関が連携して被害者等を見守り、支援していく必要があります。その際、被害者の居所等が加害者に知られることがないように、市町村をはじめ関係機関は細心の注意を払う必要があります。

【今後の取組】

保護命令発令後や一時保護所退所後に、安心して日々暮らしていくことができるよう、地域での見守りにより安全を図ります。

| 取組項目）①関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り | 担当課等 |
|---|--|
| <p>●保護命令発令後の安全の確保</p> <p>保護命令が発せられると、警察は加害者に指導警告を行うとともに、必要に応じて被害者方の巡回等により被害者等の安全の確保を図ります。また、学校等において適切な対応が行われるよう、研修等を通じて制度を周知します。</p> | 女性相談支援センター 教育委員会 警察本部 |
| <p>●地域のネットワークの構築による情報共有</p> <p>DV被害者が地域の日々の暮らしの中できまざまな支援を受けることができるよう、市町村や民生委員・児童委員、市町村社協等の地域の関係機関のDVに対する理解を深めるための研修や関係機関会議等を開催する等、ネットワークづくりを働きかけることで連携した支援や情報共有につなげます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課／児童相談所 福祉保健所 教育委員会（人権教育） 警察本部 |
| <p>●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知</p> <p>被害者が住民基本台帳の閲覧等の制限の支援措置を市町村に申し出た場合に、市町村が適切な支援措置を行い、また、支援の必要性の確認の際に、被害者の負担軽減に努めるとともに、住民基本台帳担当課だけでなく、税や福祉、選挙管理委員会など住民基本台帳情報を扱う所属とも連携して、情報の管理を慎重に行うよう市町村に対して周知徹底を図ります。</p> | 市町村振興課 |
| <p>●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携</p> <p>子どもを守るために地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会や、住民の最も身近なところで見守りや相談を行っている民生委員・児童委員と連携し、傷ついた子どもの健やかな成長を見守ります。</p> | 地域福祉政策課 児童相談所 教育委員会（人権教育） |
| <p>●児童相談所や福祉保健所等による育児支援</p> <p>個別ケース検討会議の開催等による情報共有を図るとともに、関係機関が連携して見守りや育児支援を行っていきます。</p> | 福祉保健所 児童相談所 |

第4章 計画の内容

地域の関係機関等が連携して被害者と子どもを見守り、継続して支援していくことで、心身の傷を癒し、自立につなげていきます。

| 取組項目) ②被害者及び子どもの心身の回復の支援 | 担当課等 |
|---|------------------------------------|
| <p>●関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り</p> <p>学校や保育所、幼稚園等を中心とした、関係機関による連携した心身の成長の見守りや支援を実施することで、暴力の連鎖を防ぎます。</p> <p>また、子どもの自尊感情を育むための保育・教育・子育てに関する研修等を保育者や保護者等に対して行うことで、子どもの心身の健康回復や健やかな成長につなげます。</p> | 福祉保健所 児童相談所 教育委員会（人権教育、幼保支援） |
| <p>●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア</p> <p>養護教諭やスクールカウンセラーを対象に、子どもの心身の健康状態を把握し、適切に対応できるスキルの向上のための研修を実施するとともに、子どもや保護者、教員が相談しやすい環境づくりを行います。</p> <p>また、スクールカウンセラー等が講師となり、教職員の対応力向上のための校内研修等を実施し、学校全体の対応力アップを図ります。</p> | 教育委員会（人権教育、スポーツ健康） |
| <p>●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア</p> <p>被害者が地域で暮らすことができるよう、地域でのネットワークづくりのために、学校や市町村等の地域の関係機関との連携強化や情報共有により、早期発見・早期対応を図るとともに、家庭への支援を充実させます。</p> | 福祉保健所 教育委員会（人権教育） |
| <p>●民間支援団体等による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進</p> <p>被害者によっては、社会と隔絶した生活が長かったことや、見知らぬ土地への避難、加害者の追跡への恐怖等により、一人での外出が不安であったり、孤独感にとらわれる場合があります。</p> <p>そのため、民間支援団体やボランティア等による外出の同行や、気軽に立ち寄り、安心して過ごすことができる地域の居場所づくりなどを進めます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター |

被害者が安心して過ごすことのできる居場所を地域につくるための取組を進めます。

| 取組項目) ③地域での居場所づくり | 担当課等 |
|---|--------------------------|
| <p>●あつたかふれあいセンター等との連携</p> <p>被害者が、地域で孤立しないように、地域福祉の拠点であるあつたかふれあいセンターや地域包括支援センター等と連携して、被害者への支援を行うとともに、そのためにセンター職員の対応力向上のための人材育成研修の充実や専門職派遣の仕組みの構築を進めます。</p> | 地域福祉政策課 高齢者福祉課 人権課 |

第4章 計画の内容

●民間支援団体との連携による居場所づくり【一部再掲】

被害者によっては、社会と隔絶した生活が長かったことや、見知らぬ土地への避難、加害者の追跡への恐怖等により、家に閉じこもりがちになり、孤独感にとらわれる場合があります。

D V被害者や子どもに対する理解があり、役に立ちたいと考えている民間支援団体やボランティア等と連携して、被害者や子どもが地域で安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

県民生活・男女共同参画課
女性相談支援センター

基本の柱 5

地域における取組の推進

重点目標（1）地域における見守り体制づくり

【現状と課題】

- 地域で暮らすDV被害者を早期に発見し、支援していくためには、地域でのDVに対する理解を深めるとともに、市町村をはじめとした地域の関係機関や関係者が連携し、すき間のないネットワークを築く必要があります。そのため、地域の関係者がDVについて学び、情報交換できる場を確保する必要があります。
- 特に最も身近な行政主体である市町村は、DV被害者に接する機会が最も多い半面、市町村は様々な課題を抱えており、マンパワーも限られるため、DV対策に対する温度差が見られます。県は市町村の取り組みを支援し、どの市町村に住んでいても、同様の支援を受けられるよう、市町村職員の対応力強化や基本計画策定に向けて、フォローや研修の開催等を行っていく必要があります。
- 市町村は住民に一番身近な行政主体であり、被害者支援施策の窓口となることが多いことから、DV被害者対策において大きな役割を担っています。しかし、被害者支援に関する体制が、十分整備されているとは言えない状況です。
 - ・ DV防止法では、市町村もDVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有するとされ、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）の策定は努力義務とされていますが、まだ、ほとんどの市町村で基本計画が策定されていません。（平成28年9月末現在：34市町村中9市町村）

【今後の取組】

地域でのDVに対する理解を深め、取組の核となる市町村の基本計画策定の支援を行うなど、地域においてDV被害者を見守る体制を強化します。

| 取組項目）①市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化【再掲】 | 担当課等 |
|---|--------------|
| <p>●市町村基本計画の策定と取組の推進</p> <p>市町村において、地域の実情に合わせた基本計画の策定が進むよう、助言や情報提供などにより支援します。</p> | 県民生活・男女共同参画課 |

第4章 計画の内容

| | |
|--|-------------------------------|
| <p>●広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等周知実施の働きかけ</p> <p>【一部 1 (2)再掲】</p> <p>市町村の広報紙等でのDV防止に関する啓発記事の掲載を働きかけ、住民のDVに対する理解を深めるとともに、市町村における相談窓口等の周知を図ります。</p> | 県民生活・男女共同参画課 |
| <p>●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進に向けての働きかけ</p> <p>【2 (2)再掲】</p> <p>市町村は、住民に一番身近な行政主体であるため、福祉や保健など各種制度の実施を通して被害者を把握しやすい面、DVの発生件数が少ないとによるノウハウの不足等、部署間の連携が不十分になることもあります。</p> <p>そのため、DV事例発生時の具体的な対応方法等の研修を実施するほか、ブロック別DV関係機関連絡会議などを通して、市町村内の各関係部署の連携の強化を働きかけます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター |
| <p>●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有</p> <p>【2 (2)再掲】</p> <p>被害者が、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、支援者のための手引きを県が作成・配付するとともに、市町村独自のマニュアルの作成と研修の実施を支援します。</p> | 女性相談支援センター |
| <p>●相談窓口等職員に対する研修の実施及び情報提供 【2 (2)再掲】</p> <p>市町村の相談窓口等での二次的被害を防止し、被害者的心に寄り添った適切な対応・支援を行う上で必要な知識や情報共有が図れるよう、県は、相談窓口の職員等を対象とした研修を実施するとともに、必要に応じて講師の派遣等も行います。</p> | 女性相談支援センター ソーレ 人権啓発センター |

地域単位での被害者支援のネットワークづくりを進めます。

| 取組項目) ②関係機関等との連携強化に向けた取組 | 担当課等 |
|---|---|
| <p>●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催 【1 (1)再掲】</p> <p>地域単位でのセーフティネットを充実させるため、地域で被害者に直接接する機会の多い、市町村や福祉保健所、警察署、社会福祉協議会などの関係機関で構成する関係機関連絡会議を福祉保健所圏域ごとに開催することで、DVに対する理解を深めるとともに、情報共有を図り、被害者の支援に関する共通認識を持ち、地域におけるすき間のないネットワークの構築を目指します。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 福祉保健所 警察本部 |

重点目標（2）地域における早期発見、通報及び相談体制づくり

【現状と課題】

- DV被害者の早期発見、早期対応により、配偶者暴力相談支援センターや市町村等の相談窓口につなげることが、問題解決に向けた第一歩となります。そのため、皆がDVに関する正しい知識や情報を持ち、出来るだけ多くの人がDV被害者の支援に関わる環境を整えることが重要です。

【今後の取組】

地域ぐるみで、被害者情報を敏感に捉え、通報や相談など被害者の立場に立った対応を進めます。

また、被害者が、配偶者から離れて自立する場合も配偶者とやり直す場合も、経済面の立て直しなど生活再建が必要な場合が多いことから、福祉関係など各種支援制度の情報を提供し、手続等を円滑に進めます。

| 取組項目）①関係機関等との連携強化に向けた取組 | 担当課等 |
|--|---|
| <p>●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施【2(1)再掲】</p> <p>県は、各種連絡会議や研修会等の開催・参加等により、地域の保育所、学校、民生委員・児童委員、要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センター等関係機関との連携を強化、情報の共有を図り、DV被害者の早期発見・早期対応につなげることで、見守り体制の構築を行います。</p> <p>また、経済団体などと連携し、企業等職場を通じた相談窓口の周知に取り組みます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 児童家庭課／児童相談所 地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 |
| <p>●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【4(1)再掲】</p> <p>被害者の自立のためには、生活保護や児童扶養手当の受給、また母子生活支援施設の活用などが必要となる場合がありますので、各種制度の情報提供や利用・手続きの支援（書類の作成、申請の際の同行等）を行います。</p> <p>また、職業訓練を受ける際等に、託児サービスを利用出来るように情報提供や周知を図ります。</p> <p>さらに、民間支援団体の協力による保証料の助成や、市町村役場、福祉事務所が窓口の母子・寡婦福祉資金貸付制度等の情報を提供します。</p> | 女性相談支援センター 福祉保健所 雇用労働政策課 |

重点目標（3）地域における自立に向けた支援の取組

【現状と課題】

- 被害者は、DVにより外部との関係を断たれたり、家庭に閉じこもりがちであったため、地域との関係がほとんどない人や、新しい場所で生活を始めたために、知り合いがおらず孤立しがちです。また、加害者からの追跡を恐れて、出来るだけ周囲との関わりを断っている人もいます。そのため、悩みを相談できる人や場所をつくることが重要です。
- 被害者と暮らす子どもも、心に深い傷を負っていることがあります。成長の過程で問題が生じる可能性があるので、地域や学校などで子どもが健やかに成長できるよう見守り、支援する必要があります。

【今後の取組】

地域の支援ネットワークで情報を共有し、被害者の自立に向けた生活再建や心身の回復を継続的に見守っていくことで、被害者が安心して過ごすことのできる居場所をつくります。

| 取組項目）①生活再建に向けた見守り支援 | 担当課等 |
|---|---|
| ●地域のネットワークの構築による情報共有【4(2)再掲】 <p>DV被害者が地域の日々の暮らしの中できさまざまな支援を受けることができるよう、市町村や民生委員・児童委員、市町村社協等の地域の関係機関のDVに対する理解を深めるための研修や関係機関会議等を開催する等、ネットワークづくりを働きかけることで連携した支援や情報共有につなげます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課／児童相談所 福祉保健所 児童相談所 教育委員会（人権教育） 警察本部 |
| ●あつたかふれあいセンター等との連携【4(2)再掲】 <p>被害者が、地域で孤立しないように、地域福祉の拠点であるあつたかふれあいセンターや地域包括支援センター等と連携して、被害者への支援を行うとともに、そのためにセンター職員の対応力向上のための人材育成研修の充実や専門職派遣の仕組みの構築を進めます。</p> | 地域福祉政策課 高齢者福祉課 人権課 |
| ●民間支援団体との連携による居場所づくり【4(2)再掲】 <p>被害者によっては、社会と隔絶した生活が長かったことや、見知らぬ土地への避難、加害者の追跡への恐怖等により、家に閉じこもりがちになり、孤独感にとらわれる場合があります。</p> <p>DV被害者や子どもに対する理解があり、役に立ちたいと考えている民間支援団体やボランティア等と連携して、被害者や子どもが地域で安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めます。</p> | 県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター |

第4章 計画の内容

心身が傷ついた子どもの人格と権利を尊重するとともに、暴力の連鎖を断つために、地域や学校、家庭における子どものケアを図ります。

| 取組項目) ②子どもの健やかな成長の見守り | 担当課等 |
|---|---------------------------------|
| <p>●児童相談所や福祉保健所等による育児支援【4(2)再掲】 個別ケース検討会議の開催等による情報共有を図るとともに、関係機関が連携して見守りや育児支援を行っていきます。</p> | 福祉保健所 児童相談所 |
| <p>●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携【4(2)再掲】 子どもを守るための地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会や、住民の最も身近なところで見守りや相談を行っている民生委員・児童委員と連携し、傷ついた子どもの健やかな成長を見守ります。</p> | 地域福祉政策課 児童家庭課 教育委員会（人権教育） |
| <p>●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア【4(2)再掲】 養護教諭やスクールカウンセラーを対象に、子どもの心身の健康状態を把握し、適切に対応できるスキルの向上のための研修を実施するとともに、子どもや保護者、教員が相談しやすい環境づくりを行います。 また、スクールカウンセラー等が講師となり、教職員の対応力向上のための校内研修等を実施し、学校全体の対応力アップを図ります。</p> | 教育委員会（人権教育、スポーツ健康） |
| <p>●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア【4(2)一部再掲】 被害者が地域で暮らすことができるよう、地域でのネットワークづくりのために、学校や市町村等の地域の関係機関との連携強化や情報共有により、早期発見・早期対応を図るとともに、家庭への支援を充実させます。</p> | 福祉保健所 教育委員会（人権教育） |